令和2年第7回(2020年第7回) 八街市農業委員会総会

令和2年7月7日 八街市農業委員会

令和2年第7回(2020年第7回)農業委員会総会

令和2年7月7日午後3時30分 八街市農業委員会総会を 八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- 1. 円城寺伸夫
- 5. 山本元一
- 9. 藤崎 忠

- 2. 貫井正美
- 6. 林 和弘
- 10. 石井とよ子

- 3. 中村勝行
- 7. 佐伯みつ子
- 11. 岩品要助

- 4. 長野猛志
- 8. 山本重文

<農地利用最適化推進委員>

- 1. 青木新一
- 7. 武田幸夫
- 13. 古市正繁
- 2. 糸久邦夫 8. 三須 浩
- 14. 鵜澤良一

- 3. 井口泰友
- 9. 宮澤貞雄
- 15. 高橋 猛

- 4. 保谷研一
- 10. 京増恒雄
- 16. 中嶋洋一郎

- 5. 内藤富夫
- 11. 小川正夫
- 17. 山本朝光
- 6. 西山善治 12. 實川彰一
- 18. 山本 健

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長 梅澤孝行

主 査 齋藤康博

主 查 太田謙一

主 査 市原ふみよ

4. 議決事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の承認について

議案第6号 農用地利用配分計画(案)の承認について

5. その他

報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について

〇梅澤事務局長

開会を宣す。(午後4時04分)

〇岩品会長

令和2年第7回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員全員のご出席を頂き、ありがとうございます。

とうとう23期農業委員会総会最後の日となりました。私なりに3年間を振り返ってみますと、3年前、農業委員制度は変わり、このような仕組みになってから初めての農業委員会でしたけれども、3年間は長いなと思いましたけれども、いろいろなことがありまして、終わってみれば、短い3年間でございました。最初の1年ぐらいは、穏やかな時間が過ぎたような気がします。その後、2年目に入り、なかなか、委員のお母さんやお父さんが亡くなるというようなことは結構あるんですけれども、委員本人が亡くなるというようなことは、あまり経験がなかったので、ちょっと衝撃的でした。その後、委員の連れ合いも亡くした人もいるし、また体を壊した人も数名いたようでございます。でも、皆さん健康を取り戻してもらって、本当によかったと思います。災害も令和に入ってから多数発生し、台風15号に始まり、また19号、またブロック研修のあの大雨、本当に記憶に残るブロック研修でございました。そんな混沌とするような状況の中でしたが、皆さんには農業委員会の活動にご尽力、ご協力を頂きまして、本当にありがとうございました。

また、私にも、至らない会長ではございましたが、皆さんのご協力を頂き、何とか1期3年間、務めることができました。本当にありがとうございました。

また、今回、農業委員の副会長の石井さん、農業委員の林さん、また推進委員では、前列から西山さん、内藤さん、井口さん、青木さん、武田さん、三須さん、宮澤さん、山本健さん、山本朝光さん、中嶋さんが退任されるということですけれども、本当にご苦労さまでございました。

また、辞めた後も農業委員会に関わるようなことがありましたら、今まで同様、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願いします。

また、残られる方には、今までと同様に農業委員会にご協力、ご尽力いただきますようお願いします。まとまりませんけれども、最後の総会での挨拶とします。

さて、今月の案件は、農地法第4条、5条関係本体で6件、計画変更20件、その他案件が 3件、提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名です。

また、農地利用最適化推進委員の出席は18名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

〇梅澤事務局長

会務報告をいたします。

6月11日木曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井班長、佐伯委員、石井副会長、推進委員の武田委員で実施いたしました。

6月22日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文班長、円城寺委員、中村委員で実施いたしました。

7月1日水曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を調査班第3班、山本重文班長、円城寺委員、中村委員、石井副会長、推進委員の保谷委員で実施いたしました。

7月3日金曜日、午後1時半より、調査委員会の面接を、第1会議室におきまして、調査委員会調査班第3班、山本重文班長、円城寺委員、中村委員、石井副会長、それと推進委員の保 谷委員で実施いたしました。

以上でございます。

〇岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号4番、長野委員、5番、山本 元一委員にお願いします。

議事に入ります。

最初に議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請については、議案第4号に関連して おりますので、後ほど議案第4号で調査班の報告をお願いします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題と します。

事務局、説明願います。

〇太田主査

7平方メートル。

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画 変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積19平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積171平方メートル。当初目的、建売分譲住宅(1棟)用地。変更後の目的、資材置場及び通路用地。変更事由、当初、建売分譲住宅(1棟)を計画していたが、自社の資材置場が必要になったため、事業計画を資材置場へ変更したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号 2 から番号 2 0 は関連しておりますので、一括してご説明いたします。 番号 2 、所在、八街字外満木山地先、地目、畑。面積 1 , 1 1 7 平方メートルのうち 0 . 3

番号3、所在、地目、同じく、面積771平方メートルのうち0.41平方メートル。

番号4、所在、地目、同じく、面積575平方メートルのうち0.35平方メートルほか1 筆、計2筆の合計面積1,117平方メートルのうち0.70平方メートル。

番号5、所在、地目、同じく、面積504平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号6、所在、地目、同じく、面積517平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号7、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積387平方メートルのうち0.26平方メートル。

番号8、所在、地目、同じく、面積584平方メートルのうち0.39平方メートル。

番号9、所在、地目、同じく、面積385平方メートルのうち0.26平方メートル。

番号10、所在、地目、同じく、面積661平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号11、所在、地目、同じく、面積715平方メートルのうち0.41平方メートル。

番号12、所在、地目、同じく、面積658平方メートルのうち0.41平方メートル。

番号13、所在、地目、同じく、面積520平方メートルのうち0.34平方メートル。

番号14、所在、地目、同じく、面積532平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号15、所在、八街字鴫沢台地先、地目、畑、面積414平方メートルのうち0.31平 方メートル。

番号16、所在、地目、同じく、面積1,241平方メートルのうち0.92平方メートル。

番号17、所在、地目、同じく、面積1,423平方メートルのうち0.38平方メートル。

番号18、所在、地目、同じく、面積516平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号19、所在、地目、同じく、面積510平方メートルのうち0.36平方メートル。

番号20、所在、地目、同じく、面積427平方メートルのうち0.28平方メートル。

変更事由 下部の農地佐物け当和ダイカンドラであったが 気信

目的は、全て営農型太陽光発電設備用地です。

変更事由、下部の農地作物は当初ダイカンドラであったが、気候変動に弱く、連作障害が出てきたため、気候変動を受けにくいヒサカキに変更したいというものです。

農地の区分は、番号2から番号6及び番号10から番号14は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当し、番号7から番号9は農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

また、番号15から番号20は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い 農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

〇岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番について、京増委員、調査報告をお願いします。

〇京増委員

議案第2号1番について、調査報告を申し上げます。

本案件は、当該地の規定による許可後における計画変更の許可を求める申請であります。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北に1.5キロメートルに位置しており、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤、(B)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場及び通路用地ということですが、申請面積は17 1平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、周囲には農地はなくて、既にコンクリートブロックで囲われており、土砂等の流出はありません。

また、現地盤で使用するため、土砂等の搬入もありません。用水はなし、汚水、雑排水もなく、雨水は自然浸透で処理する計画となっておりますので、支障はないものと思われます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

防災面ですが、通勤、通学時間帯には資材等の搬入は行わないこととともに、安全には万全 を期して行うとのことでした。

申請者は、平成7年に住宅用地として申請、許可を受けていましたが、住宅地としての需要が見込めず、現状、資材置場がなく、事務所から近い当該地を資材置場として利用したいという理由もあり、本案件は許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われます。 以上で調査報告を終わります。

〇岩品会長

次に、議案第2号2番から14番について、武田委員、調査報告をお願いします。

〇武田委員

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について。2番から14番までは、目的及び変更事由が同一のため、一括して調査結果を報告します。

立地基準についてですが、申請地は番号1番から6番までは、JR榎戸駅から南西方向に約1.5キロメートル、番号7番から14番までは八街市役所から西に約3キロメートルに位置し、それぞれ八街市道からの進入路は確保されています。

いずれの案件も、目的は太陽光発電設備用地で、平成29年10月から令和元年12月までに申請があった許可済地であります。当初の栽培品目はダイカンドラでしたが、昨今の気候変動に対応できず、また連作障害により安定した生育、出荷が見込めなくなったとの理由により、気候変動の影響を受けにくいヒサカキに変更しようというものです。変更にあたり、栽培品目のヒサカキについては、苗の購入から出荷まで及び栽培指導を出荷先の協力で行うとのことで、問題ないと考えます。

また、栽培品目の変更に伴って、防虫や風への対応もしっかりするとのことでした。 以上のことから、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

〇岩品会長

次に、議案第2号15番から20番について、内藤委員、調査報告をお願いします。

〇内藤委員

それでは、議案第2号、15番から20番まで、一括して調査報告をいたします。

申請地は、JR榎戸駅より南方向約500メートルに位置し、道路に面しており、進入路は確保されていて、第2種農地です。

当申請は、営農型太陽光発電設備での作物の変更ということで、当初、計画のダイカンドラからヒサカキに変更したいという申請です。変更理由として、ダイカンドラを選定していましたが、昨今の気候変動に対応できないのと、約5年前から栽培しているが、連作による育成被害が出始まり、今後の栽培が難しくなるため、気候変動に対応できるヒサカキに変更したいとのことです。作付予定では、5月から12月に苗を植え付けるようです。現時点ではヒサカキは栽培されていませんが、事業計画を参考にした判断では、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

〇岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〇小川委員

先ほど、講習会でサカキの話が出ていましたけれども、一ケ月しかたっていないわけで、ここまで一気にサカキの申請が出てくるということは、これは何か情報のもとというか、誰か大本がいて、その人がこれにした方がいいよというような流れがあるのかどうか、その辺がもし分かるのであれば教えていただきたいと思います。

〇太田主査

私が伺っているのは、八街のダイカンドラをやっているところは全てヒサカキに変えるというお話は聞いておりますので、順次、更新等、変更を出していくということは聞いております。 以上です。

〇小川委員

これは、全くの憶測ですけれども、若い人で大分、太陽光の方の営農型で力を入れている方ですか。この方はあれでしょうかしら、やっぱりある程度メインになっているのかどうだか、その辺分かりますか。

〇太田主査

営農計画ではやはり耕作者はその方でいらっしゃいます。ダイカンドラの営農では、アルバイトを雇って農作業を行っていたということは伺っております。今後もその方が営農するという計画になっております。

〇小川委員

はい、分かりました。

〇岩品会長

いいですか。

ほかにありますか。

(「質疑なし」の声あり)

〇岩品会長

質疑がなければ、質疑を打切り、採決します。

最初に、議案第2号1番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(举手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、議案第2号1番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号2番から6番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、2番から6番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号7番から14番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお 願いします。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、7番から14番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号15番から20番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手を お願いします。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、15番から20番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

〇太田主査

それでは、9ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字立合松南地先、地目、畑、面積289平方メートル。区分、使用貸借。 転用目的、農家分家住宅用地。転用事由、現在、実家で両親と同居しているが、子供の成長に 伴い手狭になり、また、実家の農業を手伝うことになったため、実家の畑に近い当該申請地に 農家分家住宅を建築したいというものです。農地の区分は、農用地地域内にある広がりのある 農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字藤株地先、地目、畑、面積219平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積241平方メートル。区分、売買。転用目的、建売分譲住宅(1棟)及び通路用地。転用事由、現在、不動産業を営む権利者が建売分譲住宅として1棟建築し、販売するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、

第2種農地と判断されます。

番号3、所在、八街字谷上地先、地目、畑、面積2,107平方メートルのうち1.03平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,169平方メートルのうち1.61平方メートル。区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号4、番号5は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号4、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積690平方メートルのうち0.41平方メートル。

番号5、所在、地目、同じく。面積645平方メートルのうち0.41平方メートルほか3 筆、計4筆の合計面積2,624平方メートルのうち1.64平方メートル。区分、一時転用。 転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部 に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいと いうものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農 地に該当いたします。

以上です。

〇岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番から3番について、宮澤委員、調査報告をお願いします。

〇宮澤委員

それでは、議案第3号1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校より北東方向へ約1キロメートル地点に位置し、 県道及び市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針26 ページ②の③に該当するため、第1種農地と判断されます。第1種農地の場合の事務指針31 ページ、②の②、(エ)による例外に該当すると判断されます。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということで申請面積は289平方メートルであり、建築面積93.04平方メートルとの関係においても、面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地は土地改良事業受益地ではありません。造成計画としては、現状地盤のまま埋立てなし、場内切り盛り工事で整地を行うということです。上水は井戸水、雨水は浸透桝にて宅地内処理。汚水、雑排水は浄化槽で処理後、U字溝へ放流する。工事中は仮囲いを行い、安全を図る計画となっております。権利者は実家で両親と同居しており、子どもの成長に伴って手狭となり、また親の農業を手伝うため当該地に住宅を建築したいとのことであり、必要性も認められ、併せて許可後、速やかに事業を行うものと判断されます。

これらのことから、本件は問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

続きまして、議案第3号2番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校から北西へ約1.5キロメートルに位置し、公道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ⑤の (b) に該当するため、第2種農地と判断されます。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲用地ということで申請面積は241平方メートルであり、建築面積との関係においても、面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、申請地の周囲は住宅地となっており、本地も造成されており、土砂等の搬入はないものと思われます。用水は井戸、雨水は浸透桝、汚水、雑排水は合併浄化槽を用いるとのことです。工事中は通勤、通学の時間帯は資材の搬出入は行わない。事業計画以外、計画変更が生じた場合は、事前に農業委員会に相談し、指示に必ず従いますなどの誓約書も提出されております。

以上の内容等から本案件は問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

続きまして、議案第3号3番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校より東に約600メートルに位置し、申請者の敷地を経て、進入路は確保されております。農地区分としては、農振法の農用地区域外であります。申請は営農太陽光発電設備ということで、耕作が継続され支柱部分の一時転用であります。事務指針26ページ、②の②に該当するため、第1種農地と判断されます。第1種農地の場合の事務指針30ページ、②の⑤による例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は令和元年5月28日に許可されたものを継続するものです。 営農計画ですが、現在はミョウガ、フキ、サカキが作付けされております。昨年度の出荷先は、 青果市場等への出荷が確認されております。義務者は耕作者であり、権利者とは、再度念書に より、お互いの責任について確約されております。

以上の調査結果から、本案件は耕作が継続されながら行う事業でありますので、問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

〇岩品会長

次に、議案第3号4番、5番について、武田委員、調査報告をお願いします。

〇武田委員

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。4番と5番は同一状況のため、 一括して調査結果を報告します。

立地基準についてですが、申請地は八街市役所から西に約3キロメートルに位置し、八街市 道からの進入路は確保されています。農地区分としては、農業振興地域整備計画における農振 農用地です。しかし、申請は営農型太陽光発電設備ということで支柱部分の一時転用であることから、事務指針29ページ、①のⓒによる例外と判断しました。申請者の転用事由詳細は、 農地の所有者が耕作を継続しながら営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというもので、3年前の平成29年8月24日付の許可を継続するものです。

本案件は、営農型太陽光発電事業の支柱部分の一時転用であり、耕作物はヒサカキです。現 状は耕作準備のため手入れがされておりますので、本案件は何ら問題ないものと思われます。 以上で調査報告を終わります。

〇岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〇佐伯委員

3番の一時転用なんですけど、これは令和元年で1年間での申請ですが、大体3年サイクル じゃなかったですか。一時転用の許可というのは、さっき県の人が説明された内容では、3年 を基準にしていると思っているんですけど、これは1年間ですよね。

〇太田主査

1年前の申請で、3年間の許可後、初めての更新を迎えましたが、県の方の説明のあったとおり、地域の収量の80%を取れなかったということで、1年間の継続許可となりまして、今回また改めて申請がされたものです。なお、今回については昨年の営農は、台風にも関わらず、営農条件がよくて、全体で80%を超える収量がありましたので、今回は3年での更新になると思われます。

以上です。

〇佐伯委員

分かりました。

〇岩品会長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇岩品会長

なければ、質疑を打切り、採決します。

最初に、議案第3号1番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号2番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号3番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。 (挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号4番、5番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願い します。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、4番、5番は許可相当で決定します。

次に、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について及び議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、案件に関係する○○委員の退席をお願い します。

この議案は、調査班第3班が担当したので、山本班長から調査報告をお願いします。

〇山本重文委員

議案第1号1番と、議案第4号1番は関連しておりますので、一括してご報告申し上げます。 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1は、調査委員会第3班が担当しましたので、調査報告いたします。

所在、八街字五方杭、地目、畑、1万169平方メートルのうち176.08平方メートルほか1筆、合計294.32平方メートル。転用事由、申請地の隣地において、軽微な農地改良を行うにあたり、畑土を隣地に搬入するための進入路として一時的に使用したい。目的は進入路用地です。

議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について。

番号1、所在、八街字五方杭、地目、畑、5,950平方メートルのうち4,097.74 平方メートル。工事期間、令和2年8月1日から令和2年9月19日まで。目的、軽微な農地 改良。西側農地がくぼ地になっており、雨が降ると水がたまるので改良し、貸付け地として畑 地利用したい。

担当は、調査委員会第3班と、石井副会長、地区担当保谷委員、事務局、太田主査、山内主任主事で行いました。7月1日、午後1時半より現地調査を、7月3日、午後2時より面接調査を第1会議室にて行いました。申請者と工事施工者及び申請代理人が出席しました。

まず、立地基準ですが、市役所より南へ約 2 キロメートル。国道 4 0 9 号線に接しております。農地区分は、事務指針 2 6 ページ、②の®に該当するため、第 1 種農地と判断しましたが、事務指針 3 0 ページの②の®、事業目的を達成のため農地を一時的に利用することが必要と認められるという例外に該当します。

次に、一般基準ですが、国道より軽微な農地改良事業を行う土地に入るための進入路であり、

面積妥当、鉄板を敷いて利用。資金計画においては、87万円は自己資金にて賄う。搬入土については、建材業者より購入する。申請地の外周に溝を掘り、隣接地には流出しないようにする。

また、進入路用地の工事完了後の作付け計画は、果樹を植えたい。隣接農地においては、南側所有者には説明し理解を得ている。ほかは自己所有地。権利者の営農状況は、年間50日くらい。主に荒らさぬように管理している。就業人数は1人。所有する農地面積は、約1.5~クタール、うち約1~クタールを貸し付けている。所有する農機具は、トラクター1台、ユンボ1台、動噴1台、耕運機1台、軽トラ1台。

次に、工事施工者について。会社設立は平成30年10月3日、資本金は300万円、年商約1,000万円、社員は2人。事業内容としては、建設土木工事、残土工事。工事の経歴については、成田市で3万坪、多古町赤池で残土工事4,000坪を工事している。農地改良工事を申請者が行う理由は、水の溜まる畑なので何とかしたい。現状では借り手もいないので直してもらいたいと。工事施工者は、現地を見て何とかした方がいいと思った。工事期間については、1か月半くらい。盛土高については、0センチメートルから45センチメートルくらい。単純埋立て方式。低いところの外周に幅40センチメートル、深さ40センチメートルくらいの溝を作り、耕作地に水がたまらないようにする。その他確認事項として、土地改良区との協議結果を提出する。国道の運行協議をする。計画では10トンダンプ120台くらい。申請内容が面接時と変わっていたために、差替えを要求したところ、昨日、完了していると事務局から報告を受けています。

また、着工前、着工中に土地利用や造成計画等に変更が生じた場合は、必ず関係各課と協議を行うことを確認しました。現況の状態及び工事内容を考慮すると、調査班第3班としましては許可相当と判断しました。

以上、報告終わります。

〇岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇岩品会長

質疑がなければ、質疑を打切り、採決します。

議案第4号1番は交付すること及び議案第1号1番は、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号1番は交付すること及び議案第1号1番は、許可相当に決定 します。

なお、今後の事務処理については一時転用許可後、同時に農地改良適合証明の交付を行います。

○○委員、入室してください。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。 事務局、説明願います。

〇齋藤主査

それでは、議案書12ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年6月15日付で、八街市長から、農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字鍵袋、地目、畑、面積2,388平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は6年、再設定です。

番号2、所在、八街字別ヶ野、地目、畑、面積1万273平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万542平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は8か月、再設定です。

番号3、所在、朝日字竹里及び松里、地目、畑、面積4,310平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万3,227平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。番号4、所在、榎戸字端田台及び高台、地目、畑及び山林現況畑、面積1,117平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積8,680平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号5、所在、富山字富山、地目、畑、面積2,132平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,047平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号6、所在、沖字西沖、地目、畑、面積1,818平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,101平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

番号7、所在、沖字西沖、地目、畑、面積2,390平方メートルほか3筆、計4筆の合計 面積7,535平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は6年、再設定です。

番号8、所在、勢田字下、地目、田、面積528平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積 1,984平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号9、所在、勢田字下、地目、田、面積2,889平方メートルほか1筆、計2筆の合計 面積3,464平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号10、所在、勢田字下、地目、田、面積840平方メートル。利用権の種類は賃借権、 期間は10年、新規です。

番号11、所在、勢田字下、上及び前、地目、田、面積444平方メートルほか5筆、計6 筆の合計面積6,558平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号12、所在、八街字松富、地目、山林現況畑及び畑、面積4,161平方メートルほか 4筆、計5筆の合計面積1万4,313平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、 新規です。

番号13、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積745平方メートルほか1筆、計2筆の合計 面積1,846平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。 ただいまご説明いたしました番号1番から13までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

〇岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〇藤崎委員

2点ほどお願いします。

まず、2番の賃借期間が8か月という案件なんですけど、何で8か月という、少ないかということと、もう1点が園芸協会で米30俵と90キログラム、1反部1俵ということなんだけど、これでも園芸協会はオーケーなのか。これでいいのかというのが、ちょっと確認したくて、お願いします。

〇齋藤主査

まず、議案第5号2番についてなんですけれども、こちらの8か月につきましては、まず義務者より、昨年より権利者の方に土地の方を返していただきたいということを伝えられています。

また、義務者の方でも、奥の山林の部分を使用するのにあたって、今後使う計画があるということですので、それで返却を権利者に依頼されているということです。

続きましては、番号8、こちらにつきましては、賃借料につきましては、米30キログラム、 米90キログラムということで、通常であれば金額なんですけれども、相対の中で米30キロ グラム、米90キログラムということで、賃借料の契約をしているということです。よろしい でしょうか。

〇藤崎委員

分かりました。ただ、園芸協会を通した場合に、個人対個人でしたら1俵とかそういうのは 分かるんだけど、園芸協会を通しても物の現物でもいいのかというのが、ちょっと知りたかっ たんで。分かりました。

〇岩品会長

よろしいですか。

ほかにありますか、

(「質疑なし」の声あり)

〇岩品会長

なければ、質疑を打切り、採決します。

議案第5号について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(举手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号については承認することに決定します。

次に、議案第6号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

〇齋藤主査

議案書16ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用配分計画(案)の承認について ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年6月15日付で、八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

番号1、所在、勢田字下、上及び前、地目、田、面積2,889平方メートルほか10筆、計11筆の合計面積1万2,846平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和12年7月14日まで、新規です。

番号2、所在、八街字松富、地目、山林現況畑及び畑、面積4,161平方メートルほか4 筆、計5筆の合計面積1万4,313平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公 告日から令和12年7月14日まで、新規です。

番号3、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積745平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,846平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和12年7月14日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1番から3番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

〇岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〇小川委員

一番最後の3番でございますが、権利者は富里ですよね。八街の朝日地の畑を富里の人間に貸さなければいけないほど、畑の借り手がないのかということで質問をさせていただきたい。

〇齋藤主査

3番についてですが、相対でやっているものとなりますので、富里の方であっても農地を借りることは可能です。

〇小川委員

分かりました。園芸協会はクッションにはなっているけれども。

〇齋藤主査

そうですね。

〇小川委員

分かりました。結構です。すみません。

〇岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

〇岩品会長

なければ、質疑を打切り、採決します。

議案第6号について、承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号については承認することに決定します。

次に、報告第1号、農地法施行規則第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出についてを議題とします。

事務局、説明願います。

〇太田主査

それでは、17ページをご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、榎戸字端田地先、地目、田、面積1,419平方メートルのうち938.18平方メートル。目的、作業ヤード及び資材置場用地。事業内容、北総中央農業水利事業の榎戸末端用水路その2工事に伴う、建設作業ヤード及び資材置場として一時的に使用する期間を延長したいというものです。

なお、一時転用の期間は令和元年10月1日から令和2年6月30日まででしたが、令和2年8月15日まで延長するものです。

以上です。

〇岩品会長

ただいまの報告第1号については報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

〇岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。 事務局にお返しします。どうもご苦労さまでした。

〇梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時59分)

議事録署名人

議 長

4 番

5 番